



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\* 23 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課) ..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第23号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則（昭和25年和歌山県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の6の見出しを「（徴収の引継ぎ等）」に改め、同条第1項中「第2項及び第3項で」を「次項から第4項までに」に改め、同条第2項中「において」を「は」に改め、「、地方税法第20条の4第1項の規定を準用して」を削り、「の引継ぎを」を「を嘱託」に改め、同条第3項中「、地方税法第20条の4第1項の規定を準用して」を削り、「の引継ぎを」を「を嘱託」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、自動車取得税に係る未納の徴収金がある場合は、当該徴収金に係る自動車の主たる定置場の所在地を所管する県税事務所の長に対し、その徴収を嘱託するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

第11条の2中「県税事務所の長」を「知事」に改める。

別記第4号様式中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

別記第11号様式（その4）の次に次の2様式を加える。

別記第11号様式(第14条関係)

(その5)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長

印

軽油引取税納税通知書

下記のとおり納付してください。

事務所	年度	税目	納税番号	区分	※処理事項
				年 月 分	
課税標準額		税率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 ( 下記の「県税を納付する場所」を参照 ) してください。			納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の22第4項又は第144条の25第5項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の7第2項の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付される時は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(注)の割合を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは不要です。)となります。 (注)納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					<p>◎県税を納付する場所</p> <p>○次の金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行</li> <li>●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行</li> <li>●きのくに信用金庫、新宮信用金庫</li> <li>●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用漁業協同組合連合会、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)</li> <li>●郵便局、ゆうちょ銀行</li> </ul> <p>○和歌山県各県税事務所、伊都、日高、東牟婁振興局総務県民課</p> <p>※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。 御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>

別記第11号様式(第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長

印

鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税			年 度	年 度
			納税番号	
課 税 標 準 額	(百アール)	税 率	税 額	円
納 付 場 所	和歌山県指定金融機関等 ( 下記の「県税を納付する場所」を参照 ) してください。		納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第178条及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第74条の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付されるときは、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(注)の割合を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは不要です。)となります。 (注)納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合)の割合となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			<p>◎県税を納付する場所</p> <p>○次の金融機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紀陽、池田泉州、関西アーバン、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱東京UFJ、りそなの各銀行</li> <li>●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行</li> <li>●きのくに信用金庫、新宮信用金庫</li> <li>●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、商工組合中央金庫、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用漁業協同組合連合会、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合)</li> <li>●郵便局、ゆうちょ銀行</li> </ul> <p>○和歌山県各県税事務所、伊都、日高、東牟婁振興局総務県民課</p> <p>※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。 御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>	

別記第13号様式及び別記第14号様式を次のように改める。

別記第 13 号様式(第 14 条関係)

納 付(納 入)通 知 書										
第 号		年 月 日								
第二次納税義務者又は保証人 (氏 名) 様										
県税事務所長 氏										名印
あなたは、地方税法第 11 条第 1 項(第 16 条の 5 第 4 項、第 72 条の 38 の 2 第 12 項又は第 144 条の 29 第 2 項)の規定により、下記の納税者(特別徴収義務者)の第二次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納付しなければならないこととなりましたので納付(納入)の期限までに納付(納入)してください。										
納 税 者			住 所							
(特別徴収義務者)			氏 名							
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	税 額	※ 延滞金額	加 算 金 額	※ 滞 納 処 分 費	合 計	備 考	
				円	法律による金額	円	法律による金額	円	円	
					円	〃	円	〃		
						〃		〃		
上記納税者(特別徴収義務者)の滞納金額のうち、あなたが納付(納入)すべき金額				納 付(納 入)の 期 限			納 付(納 入)場 所			
円				年 月 日			出納員若しくは収納員又は和歌山県指定金融機関、和歌山県指定代理金融機関若しくは和歌山県収納代理金融機関			
第二次納税義務(保証債務)を負う根拠規定										
処分の理由										
お知らせ										
1 上記の期限までに完納されないときは、督促及び滞納処分を受けることになります。 2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。										

注 ※印のある項目に掲げた金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

備考 この通知書は、法第 11 条第 1 項の規定による告知について使用する。

別記第 14 号様式

第 号	納 付 (納 入) 催 告 書	
納 税 者 特別徴収義務者	住 所	
	氏 名	
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(又は保証人)として納付(納入)すべき金額		円
<p>年 月 日にあなたに納付(納入)通知書で通知した第二次納税義務(又は納税保証)に係る徴収金(納付(納入)の期限: 年 月 日)が、下記のとおり滞納となっていますので、(地方税法第 16 条の 5 第 4 項の規定により準用される)地方税法第 11 条第 2 項の規定により催告します。</p> <p>本状発付 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 氏 名印</p> <p>第二次納税義務者又は保証人 氏 名 様</p>		

お知らせ

- 1 この催告書を発した日から 10 日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して 30 日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記の金額に、延滞金、滞納処分費が含まれている場合は、完納の日までの法律による金額が別に徴収されることとなります。

備考 この催告書は、法第 11 条第 2 項の規定による督促について使用する。

別記第16号の3様式を次のように改める。

別記第 16 号の 3 様式

譲渡された担保付財産の換価代金からの徴収通知書										
										年 月 日
質権又は抵当権者 住(居)所 氏 名 様										
県税事務所長 氏 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">名印</span>										
地方税法第 14 条の 16 第 1 項の規定により、下記徴収金額をあなたが強制換価処分により 配当を受けるべき金額のうちから徴収します。 地方税法第 14 条の 16 第 4 項の規定により通知します。										
納税者又は 特別徴収義務者		住(居)所 氏 名								
滞 納 金 額	年度	税目	納期限	税 額	※ 延滞金額	加 金	算 額	※ 滞 納 処 分 費	合 計	備 考
				円	法律によ る金額 円		円	法律によ る金額 円	円	
					〃			〃		
						〃			〃	
徴 収 金 額	「地方税法第 14 条の 16 第 2 項第 1 号の金額」 から 「地方税法第 14 条の 16 第 2 項 第 2 号の金額」 を差し引いた額 <span style="float: right;">円</span>									
担 保 財 産										
処 分 の 理 由										
お 知 ら せ	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日か ら起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、 なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消し を求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算 して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起でき ることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対す る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、① 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の 執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある とき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経な いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。									

注 ※印のある項目に掲げた金額は便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

備考 この通知書は、法第 14 条の 16 第 4 項の規定による施行令第 6 条の 6 の文書に使用する。

別記第16号の6様式を次のように改める。

別記第 16 号の 6 様式(その 1)

譲渡担保財産からの納付(納入)通知書									
譲渡担保権者 住所  氏 名 様								年 月 日  県税事務所長 氏 名 <sup>印</sup>	
あなたの所有名義となつている下記財産から次の者に係る徴収金を徴収したいので地方税法第 14 条の 18 第 2 項の規定により通知します。									
納税者又は 特別徴収義務者		住 所							
		氏 名							
上記の者に 係る徴収金	年度	税目	納期限	税 額	※ 延滞金額	加 算 金 額	※ 滞 納 処 分 費	合 計	備 考
				円	法律による 金額 円	円	法律による 金額 円	円	
					"		"		
					"		"		
譲渡担保 財産の表示		所 在 地 名 称							
		性 質							
		数 量							
譲渡担保財産から徴収しようとする金額				円					
処分の理由									
お知らせ 1 この通知書を発した日から 10 日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。 2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。									

注 ※印のある項目に掲げた金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

備考 この通知書は、法第 14 条の 18 第 2 項前段の告知について使用する。

別記第 16 号の 6 様式(その 2)

譲渡担保財産からの納付(納入)通知書										
納税者又は特別徴収義務者 住 所								年 月 日		
氏 名様				県税事務所長 氏				名印		
<p>あなたの滞納県税及び滞納処分費を徴収するため、地方税法第 14 条の 18 第 1 項の規定により、下記譲渡担保財産から滞納県税等を徴収することとしたので、同条第 2 項の規定によりこの旨を通知します。</p>										
譲渡担保財産から徴収しようとする金額	年度	税目	納期限	税 額	※ 延滞金額	加 算 金 額	※ 滞 納 処 分 費	合 計	備 考	
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円		
					〃		〃			
					〃		〃			
譲 渡 担 保 財 産 の 表 示		所 在 地								
		名 称								
		性 質								
		数 量								
譲 渡 担 保 権 者		住 所								
		氏 名								
<p>上記の譲渡担保財産からあなたの徴収金を徴収する旨の通知書は、地方税法第 14 条の 18 第 2 項の規定により 年 月 日に上記の譲渡担保権者あてに発しました。</p>										
<p>注 ※印のある項目に掲げた金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。</p>										
お知らせ		<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>								

備考 この通知書は、法第 14 条の 18 第 2 項後段の規定による通知について使用する。



別記第16号の7様式 (その1) を次のように改める。

別記第 16 号の 7 様式(第 14 条関係)  
(その 1)

徴収猶予(期間延長)承認(不承認)通知書										
								年	月	日
様				県税事務所長 氏				名印		
年 月 日付けで徴収猶予(期間延長)申請があったあなた(貴社)の県税については、申請のとおり(下記のとおり変更して)承認しましたから、(下記の理由により承認できません。)地方税法第15条第4項の規定により通知します。										
記										
変更した徴収猶予(延長)期間				年 月 日から				月間		
				年 月 日まで						
変更した納付計画										
回	税額	税外	合計	納付年月日	回	税額	税外	合計	納付年月日	
1				・ ・	5				・ ・	
2				・ ・	6				・ ・	
3				・ ・	7				・ ・	
4				・ ・	8				・ ・	
(不承認等の理由)										
お知らせ		この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。								

- 備考 1 この通知書は、法第 15 条第 4 項の規定による通知について使用する。  
2 お知らせの欄には、申請のとおり承認した場合は、記載しないこと。

別記第16号の17様式を次のように改める。

別記第 16 号の 17 様式

増担保(担保変更、保証人変更)要求書									
年 月 日									
様									
県税事務所長 氏 名印									
<p>年 月 日付で承認した徴収猶予に係る担保は、下記のとおり不十分(不相当)と認められますから、地方税法第 16 条第 3 項の規定に基づき、年 月 日までに増担保の提出(担保変更、保証人変更)をすることを求めます。</p> <p>なお、期日(年 月 日)までに増担保の提出(担保変更、保証人変更)をしないときは、徴収猶予の承認を取り消すこととなりますから、御注意ください。</p>									
増担保(担保変更、保証人変更)の理由									
担保されるべき徴収金	年度	税目	納期限	税 額	※ 延滞金額	加 算 額	※ 滞 納 処 分 費	合 計	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	円	
					〃		〃		
						〃		〃	
増 担 保 の 価 格									
期 限			年 月 日 まで						
お知らせ		<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>							

注 ※印のある項目に掲げた金額は、便宜この要求書作成の日までのものを概算したものである。

備考 この要求書は、法第 16 条第 3 項の規定による行為を求める場合について使用する。

別記第16号の19様式を次のように改める。

別記第 16 号の 19 様式(第 14 条関係)

保 全 担 保 提 供 命 令 書							
特別徴収義務者 納 税 者 住 (居) 所	年 月 日						
氏 名 様 県税事務所長 氏 名印							
あなた (貴社) は 税を滞納しており、今後あなた (貴社) に課すべき 税について、その徴収を確保することができないと認められることから、地 方税法第 16 条の 3 第 1 項の規定により、下記のとおり担保の提供を命じます。							
担 保 の 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">担保される 地 方 税</td> <td style="padding: 5px;">                             年 月 日以後に課される                              税                         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担保される金額</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担保 の 種 類</td> <td style="padding: 5px;">                             次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。                              なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。                              1 国債及び地方債 2 知事が確実と認める社債(特別の法律により設立された                              法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建                              物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業                              財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団                              6 知事が確実と認める保証人の保証 7 金銭                         </td> </tr> </table>	担保される 地 方 税	年 月 日以後に課される 税	担保される金額	円	担保 の 種 類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。 なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 国債及び地方債 2 知事が確実と認める社債(特別の法律により設立された 法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建 物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業 財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団 6 知事が確実と認める保証人の保証 7 金銭
担保される 地 方 税	年 月 日以後に課される 税						
担保される金額	円						
担保 の 種 類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。 なお、第三者の所有するものであっても差し支えありません。 1 国債及び地方債 2 知事が確実と認める社債(特別の法律により設立された 法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3 土地 4 保険に付した建 物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5 鉄道財団、工場財団、鉱業 財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団 6 知事が確実と認める保証人の保証 7 金銭						
担保の提供期限 年 月 日限り							
備 考	1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。  2 担保として提供しようとする財産に応じ、裏面に掲げる書類を提出してくださ い。						
お 知 ら せ	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日 から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書 は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の 取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日 から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。) 提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査 請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされて いますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊 急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。						

注 担保として提供しようとする財産の種類に応じ、裏面に掲げる書類を、担保提供書  
 に添付して提出してください。

備考 この命令書は、地方税法第 16 条の 3 第 1 項の規定に基づき、その後課すべき法  
 第 16 条の 3 第 1 項各号の地方税を担保するために、あらかじめ担保の提供を命ず  
 る場合に使用する。

裏面

1 担保の提供手続

担保の種類欄の 1、2 又は 7 に掲げる担保(社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項に規定する振替社債等にあつては、振替国債(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)とする。)を提供しようとする者は、これを供託してその供託書の正本を提出しなければならない。ただし、登録国債又は社債等登録法(昭和 17 年法律第 11 号)の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け登録済通知書又は登録済証を提出し、なお、乙種国債登録簿に登録したものについては記名国債証券を供託し、その供託書の正本を併せて提出しなければならない。

2 担保の種類欄の 3 から 5 までに掲げる担保を提供しようとする者は、抵当権を設定するために必要な文書を提出しなければならない。

3 担保の種類欄の 6 に掲げる担保を提供しようとする者は、保証人の保証を証する文書を提出しなければならない。

別記第16号の24様式を次のように改める。

別記第 16 号の 24 様式

保 全 差 押 金 額 決 定 通 知 書	
様	年 月 日
県税事務所長 氏 <span style="float: right;">名印</span>	
下記のとおり保全差押金額を決定しましたので、地方税法第 16 条の 4 第 2 項の規定により通知します。	
保 全 差 押 金 額	円
保全差押金額決定 の基因となった徴 収金	年 度 税 目
処 分 の 理 由	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求を 求めることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求め る訴えは、前記の審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代 表者となり、)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後 でなければ提起することができないこととされています。①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁判がないと き、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経 ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
お 知 ら せ	

備考 この通知書は、法第 16 条の 4 第 2 項の規定による通知について使用する。

別記第16号の26様式を次のように改める。

別記第16号の26様式(第14条関係)  
(その1)

過誤納金等還付(充当)通知書

住所  
氏名(名称) 様

和歌山県知事

県税に係る過誤納金等について、次のとおり還付(充当)するので、通知します。  
年 月 日

税 目 納 税 番 号	年度(事業年度) 期 別			計	備 考
	本税(利子割)	延 滞 金	各種加算金		
納付(納入)済 額 ①		円	円	円	納付(納入)日
納付(納入)す べき額 ②					
差引過誤納金 ①-② ③					
充当した額 ④					
還付(充当)加 算金額 ⑤					
差引還付額 ③-④+⑤					

充 当 の 内 訳	年度(事業年度)期別納税番号	税目 本税	延 滞 金	各種加算金	計	
			円	円	円	円
		計				

還 充 付 当  加 算 金	基 礎 金 額	始 期	終 期	日 数	加 算 金 額
	円	～		日	円
		～			
		～			
		計			


過誤納金等	年 月 日発生	事由
充当の理由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 16 号の 26 様式(第 14 条関係)  
(その 2)

過 誤 納 金 等 還 付 (充 当) 通 知 書

住 所  
氏 名 (名称) 様

県税事務所長 

県税に係る過誤納金等について、次のとおり還付(充当)するので、通知します。

年 月 日

税 目 納税番号	年度(事業年度) 期 別			計	備 考
	本税(利子割)	延 滞 金	各種加算金	円	納付(納入)日
納付(納入)済 額 ①	円	円	円	円	
納付(納入)す べき額 ②					
差引過誤納金 ①-② ③					
充 当 し た 額 ④					
還付(充当)加 算金額 ⑤					
差 引 還 付 額 ③-④+⑤					

充 当 の 内 訳	年度(事業年度)期別納税番号	税目 本税	延 滞 金	各種加算金	計
		円	円	円	円
	計				

還 充 付 当 加 算 金	基 礎 金 額	始期	終期	日数	加 算 金 額
	円		～	日	円
			～		
			～		
	計				

過誤納金等	年 月 日発生	事由
充当の理由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第 53 条第 20 項及び第 40 項並びに第 72 条の 28 第 4 項の規定による還付又は充当以外の過誤納金又は還付金の還付又は充当について使用する。

別記第 16 号の 26 様式(第 14 条関係)

(その 3)

法人県民税(法人事業税)中間納付額還付(充当)通知書

住 所

名 称

様

県税事務所長 印

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 53 条第 20 項(第 72 条の 28 第 4 項)の規定により、  
次のとおり還付(充当)するので、通知します。

年 月 日

納税番号	事 業 年 度			
	本 税	延 滞 金	計	備 考
中間納付額 ①	円	円	円	納付日
納付すべき額 ②				
差引過誤納金 ①-② ③				
充当した額 ④				
還付(充当)加算 金額 ⑤				
差引還付額 ③-④+⑤				

充 当 の 内 訳	年度(事業年度)期別納税番号	税目 本税	延 滞 金	各種加算金	計
		円	円	円	円
	計				

還 充 当 加 算 金	基 礎 金 額	始期	終期	日 数	加 算 金 額
	円		～	日	円
			～		
			～		
	計				

過誤納金等	年 月 日発生	事由
充当の理由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第 53 条第 20 項又は第 72 条の 28 第 4 項の規定による還付又は充当について使用する。



別記第 16 号の 26 様式(第 14 条関係)

(その 4)

法人県民税利子割額還付(充当)通知書

住 所

氏 名 (名称) 様

県税事務所長 印

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 53 条第 40 項の規定により、次のとおり還付(充当)するので、通知します。

年 月 日

納税番号		事業年度	
申告による還付請求利子割額 ①			円
充 当 し た 額 ②			
還 付 ( 充 当 ) 加 算 金 額 ③			
差 引 還 付 額 ①-②+③			

充 当 の 内 訳	年度(事業年度)期別納税番号	税目	本税	延滞金	各種加算金	計
			円	円	円	円
	計					

還 充 当 加 算 金	基礎金額	始期	終期	日数	加算金額
	円		～	日	円
			～		
	計		～		

過誤納金等	年 月 日発生	事由
充当の理由		
(支払の方法)		

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書は、地方税法第 53 条第 40 項の規定による還付又は充当について使用する。

別記第16号の29様式から別記第17号様式までを次のように改める。

別記第 16 号の 29 様式

		状		
		促		
		督		
		税		
様				
年度				
No.	課税標準額 (登録番号)	延滞金	税	
滞納税額	円	期(月)	左の記載金額のほか、法律によって計算した延滞金を納付(納入)しなければなりません。	
不加算	円	告金	督促の根拠	
過少加算	円	告金	督促状発付年月日	
重加算	円	加算金		

別記第 16 号の 29 様式

裏面

- 1 表記のとおり滞納になっておりますから、和歌山県指定金融機関、和歌山県指定代理金融機関若しくは和歌山県収納代理金融機関又は出納員若しくは収納員へ納付してください。
- 2 表記税額をこの督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。
- 3 納税される場合は、既に発送した納税通知書等によって納付(納入)してください。
- 4 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに知事に審査請求をすることができ、その審査請求は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求め訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができ、
- 5 この督促状送達前に完納済のときは、行き違いとなっており、この督促状は自然無効となります。この点悪しからず承知ください。

市 郡 町

県税事務所長

電話

局

印

番



別記第 16 号の 31 様式(第 14 条関係)

県民税利子割不申告加算金決定通知書

住所

名称

様

特別徴収義務者番号
利子等の種類

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 71 条の 14 の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出期	申告書提出日	申告税額 円	不申告加算金	
				率 %	金額 円
合 計 (納付すべき額)					円

指定納期限

決定の理由

年 月 日

県税事務所長 印

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 16 号の 32 様式(第 14 条関係)

県民税利子割過少申告加算金決定通知書

住所

名称

様

特別徴収義務者番号
利子等の種類

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の14の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出日	申告税額	過少申告加算金	
			率	金額
		円	%	円
合 計 (納付すべき額)				円

指定納期限	
-------	--

決定の理由	
-------	--

年 月 日

県税事務所長 印

お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
------	--

別記第16号の33様式(第14条関係)

更正 通知書  
 県民税配当割 決定

住所

名称

様

特別徴収義務者番号 配当等の種類

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の32及び第71条の規定によ

り、右のとおり 更正 決定 したので指定納期限までに納入されたく  
 通知します。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日まで  
 の日数に応じ、年14.6%(指定納期限までの期間又は当該期間の翌  
 日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%(当該期間の属する各  
 年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を  
 加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年  
 4%の割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金を加算して納入  
 してください。

指定納期限

更正(決定)の理由

年 月 日

県税事務所長

年 度  
 整理番号

区 分	更正(決定)による額		既に確定 した税額	差 引 不足税額	加 算 金	
	課税標準額	税 額			種類	率
	円	円	円	円	%	円
不 足 税 額 計						円
加 算 金 の 計						円
合計(納めるべき額)						円

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受ける  
 日の翌日から起算して60日以内に知事に知事の送達を受ける日の翌日から起  
 算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の翌日の代表者となり  
 ます。)提起できることとさせていただきます。この処分を消した後に提起  
 した場合は、前記の審査請求に対する裁決を消した後に提起した場合は、  
 提起できることとさせていただきます。なお、処分の取消し  
 については、前記の審査請求に係る裁決を消した後に提起した場合は、  
 提起できることとさせていただきます。①審査請求がなされた  
 日から3か月を経過して生ずる著しい損害を避けるため緊急の  
 執行又は手続の履行により他の裁決を消した後に提起した場合は、  
 提起できることとさせていただきます。②処分の取消し  
 については、前記の審査請求に係る裁決を消した後に提起した場合は、  
 提起できることとさせていただきます。③その他の裁決を消した後に提起  
 した場合は、提起できることとさせていただきます。

別記第16号の34様式(第14条関係)

県民税配当割不申告加算金決定通知書

住所

特別徴収義務者番号

名称

配当等の種類

様

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の35の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出期限	申告書提出日	申告税額	不申告加算金	
				率	金額
			円	%	円
合 計 (納付すべき額)					円

指定納期限

決定の理由

年 月 日

県税事務所長 印

お 知 ら せ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。





別記第16号の36様式(第14条関係)

県民税株式等譲渡所得割不申告加算金決定通知書

住所

特別徴収義務者番号

名称

様

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の55の規定により、次のとおり決定しましたので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申 告 書 提 出 期 限	申告書提出日	申 告 税 額	不 申 告 加 算 金	
				率	金 額
			円	%	円
合 計 (納付すべき額)					円

指定納期限

決定の理由

年 月 日

県税事務所長 印

お 知 ら せ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第17号様式(第14条関係)

(所在地)

(法人名)

県税事務所長 印

法人県民税・事業税及び地方法人特別税更正決定通知書

下記のとおり更正(決定)しましたから指定納期限まで納付されたく通知します。

法人番号	事業年度	国税処理	申告提出年月日	申告処理	指定納期限
			確定修正		
事業税	分割基準			県民税	分割基準
	区分	課税標準	税率		
所得割	本県分	総額			
		年 万円以下		／100	
		年 万円超 万円以下		／100	
		年 万円超 万円超		／100	
		計			
付加価値割	本県分	総額			
		本県分		／100	
資本割	本県分	総額			
		本県分		／100	
取入割	本県分	総額			
		本県分		／100	
合計事業税額					
仮装経理に基づく事業税額の控除額					
既に納付の確定した事業税額					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					
差引過不足事業税額					
区分	課税標準	税率	税額		
地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税額		／100		
	収入割に係る地方法人特別税額		／100		
	合計地方法人特別税額				
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				
	既に納付の確定した地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額					
差引過不足地方法人特別税額					
事業税及び地方法人特別税に対する加算金					
区分	基礎となる税額	率	加算金額		
過少申告加算金		／100			
加重分					
不申告加算金		／100			
加重分					
重加算金		／100			
合計					
既に納付の確定した加算金額					
差引過不足加算金額					
更正(決定)の理由					

区分	税額
課税法人税総額	
本県分 ①	
① × 100	
外国の法人税等控除額	
仮装経理控除額	
利子割額の控除額	
差引法人税割額	
既納付税割額	
租税条約に係る控除額	
既還付請求利子割額が過大である場合納付額	
差引過不足税割額	
月数 ②	
円 × ② / 12	
均等割	
既納付均等割額	
差引均等割額	
差引過不足県民税額	
利子割額	
控除しきれない金額	
既に還付請求した額	
既還付請求利子割額が過大である場合納付額	
利子割還付額	

1 不足税額については、延滞金を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第20号様式 (その2) の次に次の1様式を加える。

別記第 20 号様式 (その 3)

住所

(所在地)

氏名


様

(名称)

### 自動車税減額通知書

自動車税		年度	登録番号
区分	税額	減額事由	
当初の税額		発生年月日	
減額した額			
確定税額			
差引未納額			

さきに課税した税額を上記のとおり減額したので通知します。

県税事務所長 

年 月 日

- この通知書は、あなたが所有する自動車を廃車、譲渡、変更等されたため自動車税が減額されたお知らせです。
- 差引未納額をまだ納めていないときは、この通知書をお持ちになり県税事務所又は銀行等の窓口で至急納めてください。  
なお、納付の際、延滞金も御確認ください。もし、この通知書と行き違いにお納めのときは、御容赦ください。
- この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。











別記第 25 号様式(第 14 条関係)

ゴルフ場利用税不申告加算金決定通知書

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

様

特別徴収義務者番号		名称	
-----------	--	----	--

地方税法第 90 条第 3 項の規定により、次のとおり決定したので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出期限	申告書提出日	申告税額 (円)	不申告加算金	
				率	金額 (円)
合 計 (納付すべき額)				(円)	

指定納期限	年 月 日
-------	-------

年 月 日

県税事務所長

印

決定の理由	
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

備考 この通知書は、期限後申告に係る不申告加算金のみを決定した場合に使用する。

別記第32号様式を次のように改める。

別記第 32 号様式

自動車取得税更正 (決定) 通知書

年 度 別	年度	自動車登録番号 車両番号又は標識番号			
住 所					
氏 名					
上記の自動車の取得に係る自動車取得税について、次のとおり更正 (決定) したから、指定納期限までに納付されるよう通知します。					
課税標準額	既申告による金額	円	当該自動車の内容		
	更正 (決定) による金額	円			
税 額	既申告による金額	円		車 名	
	更正 (決定) による金額	円		型 式	
	差引不足金額 (A)	円		車 台 番 号	
過少申告加算金 (B)	円			原 動 機 型 式	
不申告加算金 (C)	円			形 状	
重 加 算 金 (D)	円			乗 車 定 員	人 ( 人 )
合 計 (A)+(B)+(C)+(D)	円			最 大 積 載 量	トン ( トン )
				総 排 気 量 又 は 定 格 出 力	リットル キロワット
更正 (決定) の理由					
指定納期限 年 月 日限り					
不足税額については、法定納期限の翌日からの納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金を加算して納付してください。					
年 月 日					
和歌山県知事 <span style="float: right;">印</span>					
お 知 ら せ	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。				

別記第34号様式を次のように改める。

別記第 34 号様式(第 14 条関係)

軽油引取税に係る保全担保提供命令書		
年 月 日		
特別徴収義務者 納税者 住(居)所 氏名 様		
県税事務所長 氏 名 <input type="checkbox"/>		
軽油引取税の徴収上必要があるので、地方税法第144条の20及び和歌山県税条例第58条の25の規定により下記のとおり担保の提供を命じます。		
担 保 の 内 容 の 種 類	担保される地方税	年 月 日以後に課される軽油引取税
	担保される金額	円
	担保の提供期間	担保の提供のあった日から 月間
	担保の種類	次に掲げるもので上記金額を担保するに足りるものを提出してください。 なお、第三者の所有するのでもあっても差し支えありません。 1国債及び地方債 2知事が確実と認める社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券 3土地 4保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械 5鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団 6知事が確実と認める保証人の保証 7金銭
担保の提供期限		年 月 日限り
処分の理由		
備 考	1 担保される金額の算出根拠は次のとおりです。	
	2 担保として提供しようとする財産に応じ、裏面に掲げる書類を提出してください。	
お知らせ	この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。	

注 担保として提供しようとする財産の種類に応じ裏面に掲げる書類を担保提供書に添付して提出してください。

- 備考 1 この命令書は、地方税法第144条の20及び和歌山県税条例第58条の25の規定に基づき、あらかじめ担保の提供を命ずる場合に使用する。
- 2 裏面には、別記第16号の19様式の裏面を記載する。



別記第 36 号の 3 様式(第 14 条関係)

軽油引取税不申告加算金決定通知書

住 所 (所在地)	
氏 名	
(名称)	

特別徴収義務者番号		業 種		申告区分	
-----------	--	-----	--	------	--

地方税法第144条の47第3項の規定により、次のとおり決定したので指定納期限までに納付されるよう通知します。

区 分	申告書提出期限	申告書提出日	申 告 税 額 (円)	不 申 告 加 算 金	
				率	金 額 (円)
合 計 (納付すべき額)				(円)	

指定納期限	年 月 日
-------	-------

年 月 日

県税事務所長



決定の理由	
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

備考 この通知書は、期限後申告に係る不申告加算金のみを決定した場合に使用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(従前の様式による用紙)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。